

第9回特別弔慰金が支給されます

（戦没者等のご遺族の皆様へ）

平成17年4月1日から平成21年3月31日の間において、公務扶助料や遺族年金等を受け取る方（戦没者等の妻や父母等）が亡くなるなどしたことにより、平成21年4月1日において公務扶助料や遺族年金等の受給権者がいない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されますのでお知らせします。

○対象者（請求順位）

- 1 平成21年4月1日までに弔慰金の受給権を取得された方
- 2 戦没者等の子
- 3 ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
（戦没者等と生計関係を有していた方のうち平成21年4月1日において婚姻していたとしても氏が変わっていない方または同日において遺族以外の方と養子縁組をしていない方に限ります。）
- 4 3以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
（戦没者等と生計関係を有していない方や戦没者等と生計関係を有していたが3に該当しない方。）

5 1から4以外の三親等内の親族

（戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限りません。）

○支給内容

額面24万円 6年償還の記名国債

○請求期間

平成21年4月1日～平成24年4月2日まで。

請求期間を過ぎると時効により権利が消滅し特別弔慰金を受けることができなくなりますので、請求もれのないよう十分ご注意ください。

○問い合わせおよび請求先

福祉課（たちばなケアプラザ）

☎0820（77）5505

大島総合支所

☎0820（74）1001

久賀総合支所

☎0820（79）1000

橘総合支所

☎0820（77）5500

東和総合支所

☎0820（78）1110

情報公開・個人情報保護制度の利用状況

情報公開制度は、町が持っているさまざまな町政情報を知りたい時に、町民の皆さんからの請求に応じて、その情報の閲覧や写しの交付を行うものです。個人情報保護制度は、町の保有する個人情報の開示や訂正等について、個人の権利・利益の保護を図り、公正で信頼される町政の推進をめざします。各制度の平成20年度の利用状況は次のとおりです。

■問い合わせ 政策企画課

☎0820（74）1007

○情報公開制度

実施機関	請求件数	公開	部分公開	非公開	存否を明らかにしない	却下	不服申立
町長（上下水道課）	1	—	—	—	1	—	—
町長（商工観光課）	5	4	—	—	—	1	—
計	6	4	—	—	1	1	—

○個人情報保護制度

請求の件数	0
-------	---